

災害時精神科医療体制整備事業の概要について

<目的>

災害時において、被災した精神科病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図る。

種別	機能	主な要件
災害拠点精神科病院 【国制度】 1病院指定済み	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として措置入院患者並びに措置入院患者以外の隔離中・身体拘束中の患者の受入 ○一時的避難所の確保 	<国通知(抄)> <ul style="list-style-type: none"> ○24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること ○DPATを保有し、その派遣体制があること ○措置入院の指定病院または指定基準を満たす精神科病院であること ○診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい ○災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと <都の上乗せ基準> <ul style="list-style-type: none"> ○措置入院の指定病院であること ○精神病床が100床以上あること ○病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること
災害拠点精神科連携病院 【都独自制度】 6病院指定済み	<ul style="list-style-type: none"> ○主に医療保護入院患者の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○措置入院の指定病院又は精神科二次救急指定病院であること ○精神病床が100床以上あること ○重症な精神疾患を有する患者に対応可能な保護室等を有していること ○病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること

被災精神科病院入院患者の転院フロー（例）

